

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

2021.08.01

### 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

---

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに「介護職員処遇改善加算」がありました。

この加算に併せて、令和元年（2019）10月の介護報酬改定時に「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても、この加算の算定を行っています。

この介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 従前の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で ②介護サービスの情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

そこで当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金改善以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

### 加算の取得状況

事業所名称	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
南勢カトリック特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	加算Ⅰ	加算Ⅰ
南勢カトリック特別養護老人ホーム（短期入所生活介護）	加算Ⅰ	加算Ⅰ
南勢カトリック老人ホームヘルプサービス（訪問介護）	加算Ⅰ	加算Ⅰ
南勢カトリックデイサービスセンター（通所介護）	加算Ⅰ	加算Ⅱ
伊勢寺デイサービスぬくもりの家（通所介護）	加算Ⅰ	加算Ⅱ

### 賃金改善を行う賃金項目及び方法

#### 介護職員処遇改善加算

1. 賃金改善を行う給与の種類
  - ・ 処遇改善手当（毎月支給）
2. 具体的な取り組み
  - ・ 常勤職員賃金規程・非常勤職員就業規則の見直し（処遇改善手当の規定）

#### 介護職員等特定処遇改善加算

1. 経験・技能のある介護職員の考え方
  - ・ 当法人内事業所において介護職として勤続10年以上の経験があり、且つ介護福祉士の資格を有する常勤介護職員

## 2. 賃金改善を行う職員の範囲

A グループ：経験・技能のある介護職員

B グループ：他の介護職員

C グループ：その他の職員

## 3. 賃金改善を行う給与の種類

- ・特定処遇改善手当（毎月支給）

## 4. 賃金改善の根拠となる規程・規則

- ・常勤職員賃金規程及び非常勤就業規則（特定処遇改善手当の規定）

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	・経験や資格の採用要件を柔軟にし、幅広い対象からの採用を行います。 ・介護助手の導入により中高年齢者も活躍しています。
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	・まつり企画等の施設開放行事を通じ、職業の魅力発信に努めています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・法人が費用負担を行い、介護福祉士資格取得を支援する制度を設けています。 ・定期的な内部研修により全体のキャリアアップを図っています。 ・計画的に外部研修に参加し知識・技能の向上に生かしています。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	・非常勤職員から正規職員への転換実績も多数あり、今後も職員の希望に即して進めていきます。 ・時間単位の年次有給休暇の利用も合わせ取得しやすい環境を整備しています。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	
腰痛を含む心身の健康管理	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	・介護助手という職種で高齢者が、介護周辺業務に携わり活躍しています。 ・業務改善の提案制度や、委員会での検討により軽減等について取り組んでいます。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	・事業所内ネットワークで共有ファイルの活用により情報共有を図っています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・日々のミーティングで、意見交換を充実し、ケア内容の改善等に繋げています。 ・ケアマネ等が、ご利用者やご家族から伺った謝意等をレポートし、それを事業所で閲覧し共有しています。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	